

第6期熊本県廃棄物処理計画（素案）に関する御意見の概要及び県の考え方

No	御意見・提案概要	件数	県の考え方	意見の取扱区分
一般廃棄物処理に関すること				
1	各市町村でごみの分別方法が異なる現状があるが、サーキュラーエコノミーの観点から、最も適切な方法に統一されることは望ましい。また、転居者にとっても市町村ごとに取り扱いが違うことは混乱の元である。第6章で分別取り組みへの県の支援が述べられていますが、さらに踏み込んで市町村ごとのごみ分別統一を目指していただきたい。	1件	<p>ご指摘のごみ分別については、各市町村で異なることで、転居者等にご不便をおかけしていることは認識しております。</p> <p>一方で、一般廃棄物の処理に関しては市町村の責務となっており、ごみ分別に関しても市町村の個別の事情（ごみの処理方法等）に応じて決められているところであります。県による統一化は困難な状況です。</p> <p>今後、一般廃棄物処理の広域化・集約化を検討していく上で、併せて広域ブロック内の分別基準の統一化についても検討を促していただきたいと考えています。</p>	参考
一般廃棄物・産業廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用・熱回収の推進及び適正処理に関すること				
2	県内の自治体には家庭用のコンポスト（微生物を活用して生ごみなどを分解する装置）導入経費に補助金を出している事例もある、県内の市町村で同様の施策が必要ではないか。	2件	<p>一般廃棄物の処理に関しては市町村の責務となっており、ごみ分別に関しても市町村の個別の事情（ごみの処理方法等）に応じて、決められているところであります。県による統一化は困難な状況です。</p> <p>ただし、資源化可能な一般廃棄物（食品ごみ、小型家電等）のリサイクルが進むよう市町村における分別回収等の取組みを県の補助事業により支援していただきたいと考えています。</p>	参考
3	企業がリサイクル可能な製品を製造できるように、消費者がリサイクル可能な製品を選択できるように働きかけ、そのために支援を行なってほしい。 また、プラスチック削減を積極的に進めてほしい。	4件	<p>事業者に対しては、環境配慮設計の重要性に関する情報発信や事業者の積極的な取組みをサポートする「サーキュラーエコノミー相談・マッチング支援員制度」の運用、環境配慮設計の研究支援などを実施することで、環境配慮設計の取組みについて支援を行います。</p> <p>県民に対しては、サブスクリプション、シェアリングサービス、リユース品、リサイクル製品等の積極的な利用の重要性について、関係機関と連携した周知などをを行い、より環境負荷の少ないライフスタイルに積極的に取り組んでいく意識を醸成していきます。</p>	記述済
4	RPF等の燃料化について、有害物質の排出が抑えられるのか、その後の利用が安全にできるのかどうかをきちんと見極めてほしい。	1件	<p>廃棄物処理計画は循環型社会形成に向けて、廃棄物の減量やリサイクル推進の取組の方向性を示すことを目的としたものです。</p> <p>廃棄物処理法はご指摘のような廃棄物処理施設に係る汚染を防止することを主な目的とした法律であり、その目的を達成するために様々な基準や許可の要件が定められています。</p> <p>県としては、この法律を適切に運用することで、御懸念のような環境影響が生じないように対応しているところです。</p> <p>なお、RPFについては環境安全性を含めた規格が定められているところです。</p>	その他
5	下水汚泥を堆肥として活用することは環境汚染の観点から反対です。また、PFASによる農地等土壤汚染や農産物等への移行も憂慮されることから、下水汚泥中のPFAS検査を義務付けてほしい。	2件	<p>下水汚泥については、下水道法において肥料等に再生利用されるよう努めなければならないと規定されているところです。また、肥料の品質の確保等に関する法律においては、有害成分等に係る汚泥肥料の公定規格が定められています。県としては、廃棄物処理法も含め、これらの法律を適切に運用することで環境影響が生じないように対応しているところです。</p> <p>PFOS・PFOAについては、下水汚泥に関する法令基準がなく、国で農地土壤から農作物への移行に関する調査等が行われており、引き続き国の動向に注視していきたいと考えています。なお、県が管理する流域下水道において発生する汚泥については、予防的措置の見地から、PFOS・PFOAの状況把握に向けた検討を進めています。</p>	参考
6	単に植物由来の原料でできたプラスチックが生分解性（環境中で分解される）であるとは限らない。プラスチック製品を購入する場合に、原料が植物性であって、なおかつ生分解性を持つものを選択できるよう、製品に分かりやすい表示が必要。	1件	<p>ご指摘のとおり、バイオプラスチックの中には生分解性が低いものも含まれています。ただし、生分解性がないことが求められる用途において、生分解性が低いバイオプラスチックの使用は石油由来のプラスチックの割合を下げる役割を果たすものです。</p> <p>県としてはこれらも踏まえて再生プラスチックやバイオプラスチックの利用を進めて参ります。</p>	参考
7	本県では環境よりも経済優先の発想が目立ちます。今後、排出量の抑制、再生率の向上に努めるよう、県として努力をしていただきたいです。	1件	本計画においては、今後5年間の本県における、産廃の排出量の増加も踏まえたうえで、排出量の抑制、再使用・再生利用・熱回収の推進の取組みについて、第6章第4節に記載のとおりの施策を進めることで環境と経済の好循環を図ります。	記述済

No	御意見・提案概要	件数	県の考え方	意見の取扱区分
8	排出事業者に対し、廃棄物の再生・再資源化に向けた取組みに関する支援とともに、排出規制について是非ご検討ください。	1件	<p>廃棄物の減量化やリサイクルに関する先進的な取組みなどについては、これらの情報の横展開を図り、排出事業者の減量化やリサイクルの推進の取組みを支援していきます。</p> <p>なお、廃棄物処理法に基づき産業廃棄物を一定以上（多量）排出する事業者は産業廃棄物の減量や処理に関する計画及びその計画の実施状況を県へ報告する必要があり、県は計画や報告内容を県HPで公表しています。このような取組みにより排出事業者の自主的な排出抑制、再生利用等による減量化の取組みを推進して参ります。</p>	参考
9	太陽光パネルが放置されないためにも、きちんとしたりサイクル技術の確立やそれが事業化されることが大切だと思います。その支援をぜひお願いしたい。	1件	太陽光パネル等の廃棄物については、国が定める制度を踏まえ、県内における適正なリユース及びリサイクル体制等の構築に向けた取組みを、市町村や関係機関と連携して進めて参ります。	記述済
環境教育にすること				
10	ゴミ問題について積極的に啓発活動を行いたいということであれば、デンマークのように、都市の中心部近くに施設を建設するようにしてください。山間部にゴミ処理施設を建設しても人目につかないため、ゴミ問題に取り組もうという意識も培いにくいと思います。	1件	県としては都市部も含めて県内全域で環境教育を実施するよう計画しています。	記述済
廃棄物処理施設にすること				
11	本計画素案では、環境汚染の観点からの記載がほとんどありません。本県が上水道を地下水に依存している現状を鑑みると、産業廃棄物最終処分場や焼却施設など廃棄物処理施設の設置については、より厳格な環境対策が求められるのではないか。	2件	<p>廃棄物処理計画は循環型社会形成に向けて、廃棄物の減量やリサイクル推進の取組の方向性を示すことを目的としたものです。</p> <p>廃棄物処理法はご指摘のような廃棄物処理施設に係る汚染を防止することを主な目的とした法律であり、その目的を達成するために様々な基準や許可の要件が定められています。</p> <p>県としては、この法律を適切に運用することで、御懸念のような環境影響が生じないように対応しているところです。</p> <p>なお、ご意見の中で言及されておられる「県北では産業廃棄物処分施設からの汚染水による土壤や井戸及び河川のPFOS汚染が問題」に関して、昨年度の県の調査（熊本市除く）により、最終処分場の監視井戸からPFOS・PFOAが国の指針値を超える事例が数ヶ所見られましたが、いずれも最終処分場からの水が原因でないことを確認していることを参考までにお伝えしておきます。</p>	その他
12	ごみ処理場や最終処分場付近でのPFAS汚染についての言及がない。また、半導体産業の進出によるごみの増加や、水汚染の心配についての言及もない。このことについては、県の姿勢をきちんと出してほしい。	1件	<p>廃棄物処理計画は循環型社会形成に向けて、廃棄物の減量やリサイクル推進の取組の方向性を示すことを目的としたものです。</p> <p>廃棄物処理法はご指摘のような廃棄物処理施設に係る汚染を防止することを主な目的とした法律であり、その目的を達成するために様々な基準や許可の要件が定められています。</p> <p>県としては、この法律を適切に運用することで、御懸念のような環境影響が生じないように対応しているところです。</p> <p>加えてPFASに関しては環境省の技術的留意事項（令和4年9月）により、PFOS・PFOAを含有する廃棄物についての適切な処理方法が示されており、この留意事項に従い適切な対応を行って参ります。</p> <p>また、「半導体産業の進出によるごみの増加」については、現状と課題（p.33）に「今後も半導体企業の進出や新たな工場の稼働が予定されており、県内の関連企業のみならず、建設業、サービス業等の需要が増えることに伴い、廃棄物の排出量に影響を与えることが予測される。」旨を記載しており、また、取組みの方向性（p.75）に「半導体関連企業の資源循環の取組みについて可能な範囲で情報収集し、他の企業に横展開を図ることで、生産・流通・使用・廃棄の各段階で世界トップクラスの資源循環を目指す」旨を記載しています。</p>	その他

No	御意見・提案概要	件数	県の考え方	意見の取扱区分
13	ごみ焼却施設からのPFAS汚染が懸念される。	2件	<p>廃棄物処理法はご指摘のような廃棄物処理施設に係る汚染を防止することを主な目的とした法律であり、その目的を達成するために様々な基準や許可の要件が定められています。</p> <p>県としては、この法律を適切に運用することで、御懸念のような環境影響が生じないように対応しているところです。</p> <p>加えてPFASに関しては環境省の技術的留意事項（令和4年9月）により、PFOS・PFOAを含有する廃棄物についての適切な処理方法が示されており、この留意事項に従い適切な対応を行って参ります。</p>	その他
14	再生利用率が伸びない要因として「直接焼却しているため」と位置付けているのに、焼却施設整備を進めるのは矛盾している。燃やさないごみ処理を目指すべきである。	4件	<p>令和6年3月の国の通知において「焼却せざるを得ない廃棄物について熱回収の高度化等の技術の導入を推進する必要がある」とされており、国においても焼却の必要性を認めているところです。</p> <p>県としては取組の方向性（p. 67）に「廃棄物の分別回収を徹底するとともに、リサイクルが困難な場合も、廃棄物発電等の熱回収等の推進を図る」ことを記載しており、リサイクルの推進により焼却率を下げるとともに、焼却せざるを得ない廃棄物の適正処理のため、焼却施設の整備を進めていく必要があると考えています。</p>	反映困難
15	ごみ処理場や最終処分場は私たちが生活していくなかで、また事業活動をしていく中で必要なものであるとは理解しているが、立地条件として「水源地があるところ」の設置はしないでほしい。	1件	<p>廃棄物処理計画は循環型社会形成に向けて、廃棄物の減量やリサイクル推進の取組の方向性を示すことを目的としたものです。</p> <p>廃棄物処理法はご指摘のような廃棄物処理施設に係る汚染を防止することを主な目的とした法律であり、その目的を達成するために様々な基準や許可の要件が定められています。</p> <p>県としては、この法律を適切に運用することで、御懸念のような環境影響が生じないように対応しているところです。</p> <p>法令の中で水源地等の立地場所周辺への環境影響の調査及び適切な環境保全措置が求められているところです。</p>	その他
サーキュラーエコノミーへの移行に関すること				
16	計画に記載のサーキュラーエコノミーに関する目指すべき姿や施策を是非進めてほしい。	3件	計画に記載のサーキュラーエコノミーに関する目指すべき姿の実現に向けて取り組んで参ります。	その他
17	県産木材を使うことで山林保護や活用が促され、雇用が生まれる、そのような好循環をぜひ行政としてリードしていただきたい。	1件	第5章第1節でサーキュラーエコノミーへの移行に向けて目指すべき姿でも記載のとおり、本県の特性として森林資源等、豊富な循環資源や未利用資源が挙げられ、このような特性を活かした農林水産業等が地域産業として確立されることを目指して参ります。	記述済
一般廃棄物処理長期広域化・集約化計画に関すること				
18	一般廃棄物処理施設広域化・集約化（施設の大規模化や民間企業に委託して産業廃棄物と一緒に処理）は、ごみ減量の取り組みや自治体のごみ処理責任に反することであり、また、施設周辺の環境に与えられる影響が大きいことからやめるべきである。そのようなことにつながるこの広域化の目的には賛同できない。	5件	<p>令和6年3月の国の通知において「焼却せざるを得ない廃棄物について熱回収の高度化等の技術の導入を推進する必要がある」とされており、国においても焼却の必要性を認めているところです。</p> <p>また、同通知において、「人口減少の進行によりごみ排出量が今後さらに減少していくことが見込まれるところ、老朽化した廃棄物処理施設の維持管理・更新コストの増大、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念されているため、より一層の広域化・集約化の取組が必要。」と記載されています。</p> <p>焼却施設の整備には多額の財政負担が必要なことから、広域化・集約化の方法の一つとして「民間活用（市町村が民間の廃棄物処理施設にごみ処理を委託し、施設の集約化を図る）」等が示されており、地域の実情に応じて活用することが考えられます。</p> <p>なお、ダイオキシン等の大気汚染物質規制については、施設の規模が大きくなれば、より厳しい基準が適用されます。</p>	反映困難

No	御意見・提案概要	件数	県の考え方	意見の取扱区分
19	広域化の目的そのものに疑問があり、このブロック区割りの根拠もよく分からない。それぞれのブロックで大規模化を目指すのではなく、リサイクルを進めながらごみ減量を進め、その地域の規模にあった燃やさないごみ処理を目指してほしい。	2件	<p>今回示した県の広域化・集約化計画におけるブロック区割りは、コスト試算を基に設定したものです。今後この計画を出発点に、熊本県一般廃棄物処理長期広域化・集約化協議会及びこれに付随するブロック毎の協議を行い、各市町村等の個別事情を勘案しながら、5年毎にブロック再編も含めた計画の見直しを柔軟に行うとともに、各市町村等の合意に基づき計画を推進していきます。</p> <p>また、プラスチック使用製品ごみの他、資源化可能な一般廃棄物（食品ごみ、使用済み紙おむつ等）についても、リサイクルが進むように市町村における分別回収等の取組み等を県の補助事業等により支援するなど、今後も循環型社会の実現に向けて施策を推進していきます。</p>	反映困難